附　則

（施行期日）

第一条　この規則は、自動車の保管場所の確保等に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（令和七年四月一日）から施行する。

（経過措置）

第二条　この規則による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、当分の間、この規則による改正後の様式によるものとみなす。

２　旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

備考　表中の［　］の記載は注記である。

別記様式第４号（第６条関係）

自　動　車　保　管　場　所　確　保　申　告　書

下記の自動車の保管場所の位置欄記載の場所に下記の自動車の保管場所を確保した旨を申告します。

年　　月　　日

公安委員会　殿

〒（　　）
住所

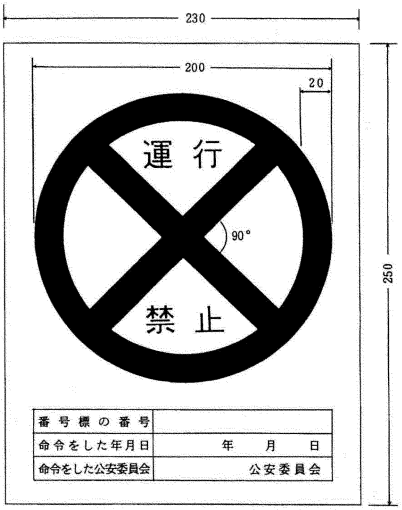
申告者　　電話

氏名

標章が付されている自動車の番号標の番号	
自動車の使用の本拠の位置	
自動車の保管場所の位置	

備考　１　申告者の氏名は、申告者が法人であるときは、その名称及び代表者の氏名とすること。
２　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とする。

別記様式第３号（第５条関係）



備考　１　色彩は、記号を赤色、文字及び枠を黒色、地を白色とする。
２　図示の長さの単位は、ミリメートルとする。
３　標章の材質は、容易に劣化しないものとする。

別記様式第８号（第11条関係）

自　動　車　保　管　場　所　確　保　申　告　書

下記の自動車の保管場所の位置欄記載の場所に下記の自動車の保管場所を確保した旨を申告します。

年　　月　　日

公安委員会　殿

〒（　　）
住所

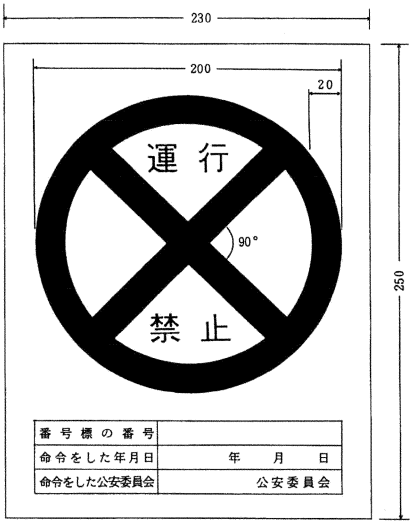
申告者　　（　　）局　　番

氏名

標章が付されている自動車の番号標の番号	
自動車の使用の本拠の位置	
自動車の保管場所の位置	

備考　１　申告者の氏名は、申告者が法人であるときは、その名称及び代表者の氏名とすること。
２　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とする。

別記様式第７号（第10条関係）



備考　１　色彩は、記号を赤色、文字及び枠を黒色、地を白色とする。
２　図示の長さの単位は、ミリメートルとする。
３　標章の材質は、容易に劣化しないものとする。